

特定非営利活動法人本の学校の職員給与の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人本の学校の職員給与の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤に関わらず、職員給与は一切支給しない。ただし旅費等、その職務を執行するために要した実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は 令和3年6月1日から施行する。